

瀬戸市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第2号

瀬戸市情報公開条例の一部を改正する条例

瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第4条）</u></p> <p><u>第2章 公文書の開示（第5条—第18条）</u></p> <p><u>第3章 不服申立て（第19条—第21条）</u></p> <p><u>第4章 調査審議（第22条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第23条—第27条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>（実施機関の責務）</u></p> <p><u>第3条 実施機関は、公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。</u></p> <p><u>（利用者の責務）</u></p> <p><u>第4条 公文書の開示を請求する者は、この条例により保障された権利を濫用してはならず、公文書の開示により得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。</u></p>	

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 <省略>

(開示の請求方法)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされてい

(開示請求権)

第3条 <省略>

(公文書の開示義務)

第4条 実施機関は、前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する主務大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

る情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ <省略>

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ <省略>

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ <省略>

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア <省略>

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者とし

- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ <省略>

- (4) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア <省略>

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当

<p>ての地位を不当に害するおそれ ウ及びエ <省略> オ <u>地方公共団体が経営する企業、独立行政 法人等又は地方独立行政法人に係る事業に 関し、その企業経営上の正当な利益を害す るおそれ</u> (部分開示)</p>	<p>事者としての地位を不当に害するおそれ ウ及びエ <省略> オ <u>国又は地方公共団体が経営する企業に係 る事業に関し、その企業経営上の正当な利 益を害するおそれ</u> (部分開示)</p>
<p>第8条 <省略> (公益上の理由による裁量的開示)</p>	<p>第5条 <省略> (公益上の理由による裁量的開示)</p>
<p>第9条 <u>実施機関は、開示請求に係る公文書に不 開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記 録されている場合であっても、公益上特に必要 があると認めるときは、開示請求者に対し、当 該公文書を開示することができる。</u> (公文書の存否に関する情報)</p>	<p>第6条 <u>実施機関は、開示請求に係る公文書に不 開示情報（第4条第1号の情報を除く。）が記 録されている場合であっても、公益上特に必要 があると認めるときは、開示請求者に対し、当 該公文書を開示することができる。</u> (公文書の存否に関する情報)</p>
<p>第10条 <省略></p>	<p>第7条 <省略> (開示の請求方法) 第8条 <u>開示請求をしようとする者は、実施機関 に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下 「開示請求書」という。）を提出しなければな らない。</u> (1) <u>氏名及び住所（法人その他の団体にあつて は、名称、事務所又は事業所の所在地及び代 表者の氏名）</u> (2) <u>開示請求に係る公文書を特定するために必 要な事項</u> (3) <u>前2号に定めるもののほか実施機関が定め る事項</u> 2 <u>実施機関は、開示請求書に形式上の不備があ ると認めるときは、開示請求者に対し、相当の 期間を定めて、その補正を求めることができ る。この場合において、実施機関は、開示請求 者に対し、補正の参考となる情報を提供するよ う努めなければならない。</u></p>

(開示の決定等)

第11条 <省略>

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由の記載等)

第12条 実施機関は、前条各項の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条各項の書面に記載しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該決定

(開示の決定等)

第9条 <省略>

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（第7条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を当該期間の満了する日の翌日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、あらかじめ当該情報に係る第三者の意見を聴くことができる。

の日から起算して1年以内に当該公文書の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第14条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に市、国等及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第3項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)及び(2) <省略>

び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 <省略>

(開示の実施)

第11条 <省略>

(他の法令等との調整)	(他の制度等との調整)
<p>第17条 この条例の規定は、他の法令等の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、適用しない。</p> <p>(費用の負担)</p>	<p>第12条 実施機関は、他の法令の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、公文書の開示をしないものとする。</p> <p>(費用の負担)</p>
<p>第18条 <省略></p> <p>第3章 不服申立て</p> <p>(審査会への諮問)</p>	<p>第13条 <省略></p> <p>(審査会への諮問)</p>
<p>第19条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第22条に規定する瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとなるとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p>	<p>第14条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、瀬戸市情報公開審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとする場合</p>
<p>第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について</p>	

反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 調査審議

（調査審議）

第22条 情報公開制度の運用に関する重要事項については、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置した瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会において調査審議する。

（情報公開審査会）

第15条 前条に規定する諮問に応じ不服申立てについて審査するため、瀬戸市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、情報公開に関し優れた識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員5人以内で組織する。

3 審査会は、必要があると認めるときは、前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

4 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

5 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法によ

	<p><u>り分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p><u>6 第3項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u></u></p> <p><u>7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(文書管理等)</u></p> <p><u>第16条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。</u></p> <p><u>2 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。</u></p>
<p>第5章 雑則</p> <p>(情報の提供)</p> <p><u>第23条 <省略></u></p> <p>(出資法人等の情報公開)</p> <p><u>第24条 <省略></u></p> <p><u>(文書管理等)</u></p> <p><u>第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。</u></p> <p><u>2 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(実施状況の公表)</p> <p><u>第26条 <省略></u></p> <p>(委任)</p>	<p>(情報の提供)</p> <p><u>第17条 <省略></u></p> <p>(出資法人等の情報公開)</p> <p><u>第18条 <省略></u></p> <p>(実施状況の公表)</p> <p><u>第19条 <省略></u></p> <p>(委任)</p>

第27条 <省略>

附 則

4 第18条の規定は、前項の開示について準用する。

第20条 <省略>

附 則

4 第13条の規定は、前項の開示について準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。